

第2回 帯広市行財政改革推進市民委員会

■ 日 時 平成24年10月 9日(火) 10時30分～

■ 場 所 市役所 10階 第5A会議室

■ 会議次第

1. 開 会
2. 報告事項
 - (1) 「新たな行財政改革の取組状況」
 - (2) 「次期の行財政改革に関する計画の考え方について」
3. 意見交換
4. その他
5. 閉 会

配付資料

資料1 … 「新たな行財政改革の取組状況」
資料2 … 「次期の行財政改革に関する計画の考え方について」
参考資料 … 「新たな行財政改革に対する意見の取りまとめ」
… 「行財政改革推進のための基本的考え方」(仙北谷先生)

【資料 1】

新たな行財政改革の取組状況

平成24年8月

帯広市 行政推進室

目 次

1 概 要	1 ~ 2
2 実施項目の取組状況	3 ~ 11

□ 実施項目の取組状況

展 開 方 向	実施項目数	具体的な取り組みを行ったもの	検討・調査等を行ったもの
多様な主体による公共サービスの提供	10	9	1
時代の変化に対応可能な「行政運営」の構築	8	8	0
持続可能な「行財政基盤」の確立	22	19	3
合 計	40	36	4

□ 財政的効果額

区 分	効果額（億円）	主 な 内 容
効率的な行政運営、民間委託等の推進	26.6	職員定数・給与の適正化、民間委託等
財政構造改革	11.2	自主財源の確保、公的資金の繰上償還等
公営企業経営改善	18.5	職員定数の適正化、維持管理経費の縮減等
合 計	56.3	

□ 職員数の状況

年度（各4月1日）	職員数（人）	主 な 増 減 内 容
平成19年度	1,495	
平成20年度	1,482	・保育所の民間移行
平成21年度	1,465.5	・ごみ収集業務の一部民間委託 ・臨時組織の廃止
平成22年度	1,444.5	・保育所の民間移行 ・大型ごみ収集業務の見直し ・校務員体制の見直し
平成23年度	1,433.5	・校務員体制の見直し ・上下水道の経営改善
平成24年度	1,426	・ごみ収集体制の全体見直しによる一部民間委託

2. 実施項目の取組状況

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
1. 多様な主体による公共サービスの提供	(1) 民間委託等の推進				
	1	学校給食共同調理場の調理業務の見直し	学校給食の調理業務について、学校給食の提供の手法を含め、新たな施設整備などについて民間移管を目指した取組をすすめる	・新たな学校給食調理場の基本計画の策定において、議会論議や市民意見を踏まえつつ、調理業務等の民間委託の可能性とその範囲を検討した ・市民満足度の高い公共サービスを安定的かつ効果的に提供することを目的として検討した結果、学校給食の提供に携わる全ての職員が知恵を出し合い、温もりと魅力ある学校給食づくりをすすめるため、効率的かつ責任ある職員配置体制のもとに、「直営」により運営することとした	・新たな学校給食調理場の設計において、平面・動線計画と併せて調理員の配置など効率的な調理体制を検討
	2	電算処理業務の見直し	電算処理業務の安定稼働やセキュリティの確保、効率性・経済性などを踏まえ、全ての業務を外部に委託する計画を推進する	・外部委託事業を開始した平成17年度から、既存業務システム（G1システム）の再構築及び外部委託を実施した ・情報システム関連業務の委託により、電算処理経費、各種納付書印刷、封入、発送等の負担を軽減した	・外部委託事業の総括を踏まえ、制度改正への対応や更新時期をむかえるシステムの導入形態、手法を検討
	3	ごみ収集業務の見直し	非常時の対応やごみに関する啓発・指導などの体制の確保も踏まえ、収集体制の見直しをすすめる、業務委託を推進する	・ごみ及び資源ごみの収集体制の全体見直しを行い、計画当初のこみ収集車35台体制から32台体制とし、うち直営体制は17台体制から10台体制として、業務委託を推進した	・平成24年度からスタートした新たな体制の検証 ・非常時に即応できる収集体制の更なる検討
	4	道路維持管理業務の見直し	通常の維持管理をはじめ、災害時などの緊急事態への対応、冬の安定的な除雪体制など、直営と民間の役割を検証し、効率的で安定的な道路の維持管理をすすめる	・除雪業務体制では道路パトロール業務の強化を図るため、直営除雪路線の見直しを行い、一部郊外部の委託化を試行した ・農村部の整備済み道路の路肩草刈り業務について、地域住民の協力を得て、協働による委託化を拡大した ・地震や豪雨などの不測の事態の対応を強化するための検討を行った	・冬期間の安定的な除雪体制の確保について検討 ・地震や豪雨などの不測の事態の対応強化 ・直営と民間の役割を検証し、効率的で安定的な道路の維持管理業務の確立
	5	市立保育所の管理運営業務の見直し	地域における公立保育所のハフンスを勘案し、統合や民間移管による公立保育所の再編を推進することともに、特別保育や子育て支援の充実を行う	・公立保育所の再編により栄保育所と南保育所の民間移管を実施した ・就労家庭の多様化に伴い延長保育、乳児保育、一時保育などの特別保育サービスを拡充させた	・公立保育所の施設整備について、今後の児童数の推移など状況を見ながら計画的に実施 ・市民生活の多様化に伴う保育サービスの対応
	6	市有林管理業務の見直し	包括的な市有林管理業務の委託方法を検討し、実施する	・包括的な管理業務の手法である「市有林の森林経営信託契約」について、森林組合と協議し、検討を行った	・森林計画制度が変更され、市町村の主体性が求められるなど森林政策が大きく転換 ・効率的な管理業務について、継続して検討

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
1・多様な主体による公共サービスの提供	(1)				
	7	公共サービスの提供手法の見直し	行政が直接担ってきた分野に民間活力を導入するなど、満足度の高い公共サービスを効果的、安定的に提供する手法について検討し、実施する	・国の公共サービス改革法を参考とした帯広市版市場化デストを「民間提案による公共サービス改善制度」として、モデル事業を実施した ・モデル事業の実施工程を検証し、本格実施に向けた制度設計を検討した	・市の事務事業の情報提供手法、コストの精緻な把握手法、提案事業者に対するインセンティブの付与等が課題 ・先進事例における実施手法や効果、課題について検証し、方向性を検討
	8	指定管理者制度の充実等	指定管理者制度導入施設の効果、課題などを検証し、制度の充実に努める	・公の施設の管理運営手法について検証し、指定管理者制度の新規導入施設として、帯広の森・はぐくむ、とかちプラザなどを新たに導入した ・指定管理者制度導入の一部施設において、利用料金制等を導入するなど、制度の充実を行った ・庁内連絡会議により、指定管理者導入施設の運営における情報共有、課題解決に努めた	・利用料金制等の導入施設の状況を把握 ・指定管理者制度の充実に向け、仕様の改善や新規導入施設を引き続き検討
	9	モニタリングマニュアルの作成	市民に対して安定的な公共サービスの提供を確保するため、監視、指導、助言などを行うマニュアルを作成する	・モニタリングシステムを本格導入し、指定管理者の施設運営状況や経営状況の把握を制度化した ・指定管理者の管理運営に対する評価結果をホームページで公開した ・「指定管理業務実施上の留意事項」を交付し、事務執行の適正化等についての市の考え方を示した	・行政サービスの品質の確保 ・モニタリングシステムの改善
	10	指定管理者が行う施設の管理運営状況等の情報提供の充実	指定管理者が行う公の施設の管理運営状況などについて、市民にわかりやすく情報を提供する手法を検討し、実施する		

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
(1) 協働の推進					
2. 時代の変化に対応可能な行政運営の構築					
	11	市民参加の促進	帯広市の協働の考え方をまとめた市民協働指針の定着を図るとともに、公共の分野に市民が参加する機会の拡大や参加しやすい環境づくりを行う	・市民提案型協働のまちづくり支援事業の応募件数が増加し、協働事業が広がった ・パブリックコメント制度を実施し、広報紙やホームページでの周知を行った	・市民提案型協働のまちづくり支援事業をよりわかりやすく、提案しやすいものにする工夫や協働事例の紹介方法をより見やすいものにするなど改善が必要 ・市民の自主的な取り組みを促進させる仕組みづくりが必要 ・パブリックコメント制度がより機能するための説明資料の作成や分かりやすい表記の検討
	12	情報提供、情報の共有化	広報紙やホームページの充実を図るとともに、多様な手法で、それぞれの特性を生かした情報提供をすすめる また、ポテンシャル活動等の情報を市民が共有する場や仕組の充実を図るなど、市民協働の推進に不可欠な、情報提供、情報の共有化を一層すすめる	・広報紙の紙面をタブロイド版、一部カラーページとし内容を充実させた ・広報紙の市内コンピュセンストアへの設置配布を行った ・市ホームページや広報紙など各種メディアを活用して行政情報を国内外に向けて情報提供した	・広報紙の町内会未加入世帯やマンション、アパート入居世帯への未配布の対応など広報紙配布率向上に向けた取り組みの検討 ・市ホームページ以外の情報提供の手法検討 ・市ホームページのリニューアルの検討
	13	広聴機能の充実	「市長への手紙」、「ふれあいトーク」などの広聴事業の充実とPRを強化するとともに、結果を市民に周知するなど、市民の声をまちづくりに活かす手法を充実する	・市長と地域、市民団体が市政への意見を交わす懇談会の開催において、若者や女性、子育て世代などの参加に配慮し、幅広い市民との意見交換ができた ・気軽にまちづくりや市政に対する意見、提案を話し合う「市長がおじゃまします」「市長とティーミーティング」を開催し、市民との対話の機会を充実させた ・市民の声を広報紙などに掲載し、市民との情報共有を行った	・様々な対象の声を市政に反映させるための手法の検討 ・市民意見聴取の取り組みの推進
	14	協働の充実・拡大	協働の取組状況をまとめ、課題などについて適切に対応するとともに、行政が本来果たすべき役割を明確にし、市民理解を深めながら、協働の充実、拡大をすすめる	・市民協働の実践事業一覧の公開を行った ・町内会活動を紹介する「まちコミ情報ネット」を市ホームページに設置した	・活動団体と行政とのつながりを強化し、さらに協働をすすめる必要 ・活動団体との情報交換や情報共有の充実 ・多くの市民協働事業を把握し、幅広い情報の提供

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
2・時代の変化に対応可能な行政運営の構築	(2) 行政評価システムの構築	15	行政評価システムの構築 平成22年度までに評価手法における問題点や課題について改善の検討を行い、新しい総合計画に合わせ、新たな政策・施策評価システムを構築する	・政策・施策評価システムを本格導入した ・評価を通じて政策・施策の課題抽出により、予算との連動や事業の効果的な見直しにつなげる仕組みづくりをした	・評価の実施方法の改善と職員の意識向上
		16	評価結果の公表と活用 新しい総合計画の成果指標に基づき政策・施策評価と連動した予算編成を実施した	・毎年度の評価結果について、まちづくり通信により公表した ・第六期総合計画の成果指標に基づき政策・施策評価と連動した予算編成を実施した	・評価の実施段階から予算との連動を意識させる改善の取り組み
	(3) 職員の意欲や能力の向上	17	少ない人員でしっかりと行政運営を行うことのできるよう、職員の意欲を高め、自律的な成長を促し、働きぶりを公正に認めることで、さらなる成長につなげるような取組を実施する	・より効率的で効果的な職員研修内容とするため、地域力研修や先輩職員研修を実施し、職員の自己変革意欲を促した ・派遣職員等の公募制を実施し、職員の意欲向上を図った ・人事評価制度を試行実施のうえ、本格導入し、職員個々の気づきを促した	・研修におけるカリキュラムの編成 ・人事評価制度における評価項目の設定や評価基準の改善
		18	新職員提案制度の導入検討 業務改善運動に積極的に取り組む意欲を高めるため、「職員提案から始まる市役所改革」を目指した新提案制度の導入を検討し、導入する	・新たな職員提案制度として、日常業務における見直しや工夫を各職場で取り組む「職員カイゼン制度」を実施した ・職員が積極的に業務改善に取り組む意欲を高めた	・提案しやすい環境の整備と提案された内容について周知し、広く活用普及する手法の検討 ・改善意識の定着による行政サービスの質の向上を推進

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
3・持続可能な行財政基盤の確立	(1) 財政構造改革				
	19	予算編成手法の見直し	予算の庁内分権化を推進するため、「自主自律型予算編成」手法を確立するとともに将来的には職員定数の管理を含む「包括予算編成」の導入に向けた検討をすすめる	・総合計画の政策・施策評価と連動した「自主自律型予算編成」を実施した ・職員定数と予算のヒアリングを併せて実施し、定数管理と予算編成の連動に向けた取り組みを行った	・政策・施策評価と予算の連動に対する職員の意識改革、事業の選択と集中 ・職員定数管理を含む包括予算編成の導入検討
	20	新たな自主財源の確保	広告ビジネスなど、新たな自主財源の確保に向け、手法の検討を行い、実施する	・新たな自主財源確保対策検討会議を中心に財源確保の手法について検討した ・庁舎エレベーター内への広告掲載、1階市民ロビー、11階展望ホールでのコミュニケーションの設置、屋内スピードスケート場へのネーミングライツ、ESCO事業によるCO2削減効果額のクレジット化、帯広の森野球場外野フェンスの広告掲載、市民ギャラリーでの電子広告の設置などを行い、自主財源確保に効果があった	・更なる自主財源の確保、拡大の検討
	21	財政ガイドラインの設定	分権時代にふさわしい責任ある行政運営を行うため、資産・債務の管理や財務情報のわかりやすい開示をすすめる	・新公会計制度（基準モデル）に基づく連結財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表した	・わかりやすい財務情報の提供
	22	通常債発行枠の抑制	起債の発行枠の抑制及びより良質な資金確保の手法検討により、公債費負担の軽減を図る	・総合計画との整合を図りつつ、普通会計の通常債発行枠のガイドラインを設定し、市債発行の抑制に努めた	・現行のガイドラインは、起債制限比率が13.9%以下となるよう平成14年度に設定したものであるが、地域経済状況を勘案した景気対策等臨時的な事業実施に伴う市債発行額の扱いや、新たに導入された財政健全化判断比率に対応した整理が必要 ・民間引き受け機関からの借り入れにあたり、より低利な資金確保の手法の検討
	23	公的資金の繰上償還	地方公共団体向け公的融資資金の高金利分を繰上償還し、低利民間資金への借換により、公債費負担の軽減を図る	・財政融資資金及び公営企業金融公庫資金、簡易生命保険資金のうち一定の借入利率以上のものを補償金なしで繰上償還し、低利の民間資金に借り換えることにより、負担軽減を行った	・平成24年度までに借入利率5%以上の資金については、概ね繰上償還が終了するが、依然として実勢金利と乖離が大きい資金の残高が多い状況 ・国に対し、平成25年度以降についても引き続き補償金なしで繰上償還を認め、借入利率5%以上の要件を緩和するよう要望

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
3・持続可能な行財政基盤の確立	(1) 財政構造改革				
	24	選択と集中による計画的な普通建設事業の推進	新総合計画と整合を図りながら計画的に事業を推進するほか、既存施設については、効果的な改修による延命化をすすめる	・国庫補助金等を活用し、平成20年度～22年度までは公共事業緊急3カ年集中投資プランに基づき、地域経済状況を勘案した公共事業量を確保し、平成23年度以降は単年度での景気対策事業として、規模・発注時期・環境に配慮しつつ、一定程度の事業量を確保してきた ・公共施設の創エネ・省エネ化方針に基づく環境に配慮した施設整備を行った	・地域経済が依然厳しい状況にあることから、今後とも一定程度の公共事業量の確保が必要 ・国庫補助等の活用による一般財源負担軽減 ・国の景気・経済対策と連動した予算計上 ・創エネ・省エネに係る国庫補助メニューの減少 ・公共施設の創エネ・省エネについては、国庫補助以外の財政的支援(売電など)などもコミュニケーションし、効果的・効率的な整備を検討
	25	市税等収納率の向上対策の推進	各歳入項目毎に数値目標を設定した収納率向上対策実施計画を基に、具体的な取組を展開する (市税、保育料、公営住宅使用料、学校給食費、国民健康保険料、介護保険料、水道料金、下水道料金)	・北海道の税務職員との人事交流や職員研修による体制の強化を行った ・インターネット公売、保育料・介護保険料のコンビニ収納開始、国保料の納入通知書付き督促状の導入、自家用車タイヤロックによる差し押さえなどを実施し、収納率向上に取り組んだ	・納付環境の充実や滞納者に対する措置強化など、更なる収納率向上対策の実施 ・公租公課、公債権、私債権など市の債権管理のあり方について先進事例などを参考とし、庁内横断的に検討

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
3・持続可能な行財政基盤の確立	(2) 効率的な行政運営				
	26	公用車の有効利用	公用車の運行管理方法を見直し、効率的な運行をすすめる	・集中管理方式により、効率的に共用車が使用され、総台数の削減と稼働率の向上を図った	・共用車の使用が集中した場合の緊急使用における配車手配 ・近距離の移動における公共自転車の活用促進
	27	庁外団体への事務的関与の見直し	行政と団体の役割分担を明確にし、団体の自主自律を促すとともに、団体事務の主体的な取組への移行について検討するなど、事務的関与の見直しを行う	・第2次行革の補助金・負担金見直しによる事務事業評価により、一定の整理付けを実施したところであり、庁外団体の登録状況を把握し、一部見直しを行った	・個々の団体の状況を踏まえ、市の業務との役割分担や市民協働の視点などからの事務的関与の見直し
	28	電子市役所の推進	情報通信技術を活用した「電子市役所」を推進し、効率的な事務処理、行財政運営の一層の効率化と行政サービスの向上を図る	・北海道電子自治体プラットフォーム(HARP)構想のもと、電子申請、様式ダウンロードの対象手続きを実施し、利便性の向上を図った	・電子調達システムの導入を検討 ・電子申請・様式ダウンロード等、手続きの拡充 ・国による個人認証基盤の整備や、それに伴う法整備などを見定め、電子市役所の充実に向けた取り組みを検討
	29	公共工事の電子入札	建設工事等の競争入札参加資格申請、入札・契約事務の電子化を検討し、導入する	・道内自治体の動向を含めた情報収集や導入における問題点等の調査を行った	・システム導入及び維持管理に要する財政的負担に見合う効果が得られるかについて、他都市の状況も踏まえ検討
	30	関与団体等の見直し	財政的、人的支援を行っている関与団体に対し、出資について者え方を整理するとともに、公的関与の必要性等について検証し、必要な見直しをすすめる	・「帯広市関与団体指針」に基づき、経営状況等について定期的な点検と適切な指導を行うこととした ・公益法人制度改革への対応について、各団体との連携を図った ・新地方公会計制度に基づいた連結財務諸表の作成及び公表を行った	・「帯広市関与団体指針」による継続的な状況把握及び状況に応じた見直し
	31	PFIなどの施設整備手法の導入検討	財政負担の軽減や満足度の高い公共サービスを提供するため、PFIなど民間の力を活用した施設整備手法の導入について検討をすすめる	・PFIを含むPPP(Public-Private Partnership)について、施設整備の手法として内閣府等より情報を収集した ・学校給食調理場の建設手法の検討において、導入の可能性を検討した	・官民の役割分担や契約、運営方法、地元事業者の受注機会などが整理課題 ・施設整備における手法の一つとして、個別に検討

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
3・持続可能な行財政基盤の確立	(2) 効率的な行政運営				
	32	定員適正化計画の策定	新たな行財政改革を踏まえ、新しい定員適正化計画を策定する	・定員管理計画を策定し、各部との定数協議により、適正な職員配置に努め、効率的な行政運営となるよう実施した	・業務量に応じた職員数、年齢構成のバランス、技術継承などを考慮した職員の適正な配置
	33	再任用職員の活用計画の策定等	再任用職員について、高齢者雇用と新規採用職員のバランスを考慮した計画的な活用をすすめる	・定年退職者の持つ知識や技術を活用し、次世代に継承することとを主眼に再任用職員の配置を行った	・再任用職員の活用計画の策定に向けた検討 ・新規採用職員の採用計画とのバランス ・段階的に雇用上限年数の引上げ
	34	定形的嘱託職員の任用の整理	定形的嘱託職員の最適な採用のあり方を検討するとともに、更新回数上限や定年制の課題を是正する	・職種に応じた更新回数の上限制及び年金支給年齢に応じた定年制を導入した	・再任用制度の上限年齢との整合性を図りながら検討
	35	職員給与の適正な運用	給与構造改革導入の理念に基づき、制度は国準拠、水準は地域準拠を基本としており、今後適正な給与と制度の維持に向けて絶えず調査検証を行い、見直しを継続する	・時代の変化と市民理解の観点から、全ての特殊勤務手当を廃止した ・住居手当、通勤手当、管理職手当の一部を臨時削減した	・国の制度を基本に、今後予定される大きな制度改正(退職手当、再任用義務化等)へ適切な対応をしていく ・国制度との差異への対応
	36	仕事の進め方の標準化	市民サービスの向上を図るため、仕事の進め方の標準化について検討し、実施する「(仮称)仕事の進め方マニュアルの策定など」	・統一的な仕事のすすめ方のマニュアル化について検討の結果、各課で作成済みの既存の作業マニュアルにより対応するものとした ・ISO9001のノウハウを活用し、「さわやか接遇方針」を策定し、職員等への「さわやか接遇マニュアル」や「さわやか接遇のしおり」の配布により、サービス向上に努めた	・各課作成の独自マニュアルの確認と整理 ・不適正・不適切な事務処理の発生防止
	37	組織機構見直し	時代の変化の中で各課が担う業務量の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて組織機構の見直しを行う	・状況に応じ、一部組織の見直しを実施した (都市計画課と宅地開発課の統合、スポーツ課のスポーツ振興室への再編、環境モデル都市推進室、中島地区振興室の設置、産業連携室を部として設置)	・各課の事務事業の精査 ・必要に応じた組織機構の見直し ・地域主権改革に伴う対応

項目	番号	実施項目	取組内容	主な取組状況及び成果	課題及び今後の方向性
3・持続可能な行財政基盤の確立	(2) 効率的な行政運営				
	38	広域連携の充実	管内町村との広域連携の充実を すすめる	・ 帯広市と18町村がそれぞれ1対1で定住自立圏形成協定を締結し、十勝定住自立圏を形成した ・ 圏域の形成により、フードバレーとかち推進協議会の設立や職員研修の合同実施など、十勝の一体感の醸成や圏域の発展につながっている ・ 十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、19市町村間で消防広域化の協議を行っている	・ 定住自立圏の枠組みなどを活用した十勝・帯広の更なる発展に向けた取り組みの推進 ・ 平成28年4月の広域化を目指し、消防救急無線デジタル化への対応、「自衛い」方式の解消、財政負担のあり方などの課題について協議
	39	農村上下水道の 管理手法の見直し	業務の性格から既に検針・徴収 体制などの業務は一体的に行われ ているが、施設の管理について も、今後「水行政」として業務全 体の一元化について検討をすめ る	・ 上下水道部、農村振興課において、各施設の整備状況や管理水準などについて確認協議し、管理の一元化に必要な施設整備費用の算定を行った ・ 各浄水場の機器更新を計画的に実施した	・ 施設整備の着実な推進と管理手法の具体的な検討
	40	経営改善（公営 企業）の取組	企業会計部局における維持管理 経費や業務経費など事務事業の見 直しをすすめる	・ 終末処理場委託の複数年契約や組織、業務の見直しによる徹底したコスト削減により健全経営を維持した	・ 基幹的収入である水道料金・下水道使用料の減収傾向 ・ 将来の施設整備の更新や再構築資金の確保

【資料 2】

次期の行財政改革に関する計画の考え方について

1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成12年度以降、「新しい行財政改革」(一次行革)、「第二次行財政改革」、及び「新たな行財政改革」と、間断なく行財政改革に取り組んでいます。

現在の「新たな行財政改革」計画は、計画期間を平成24年度までとしており、今年度をもって期間が満了することとなりますが、行財政改革の取り組みは、行政や公共サービスのあり方を常に新しい視点に立って見直しを行うため、不断に行う必要があります。

このため、明年度以降の行財政運営の基本的な考え方と、これにもとづく取り組みについて計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

行財政改革に関する計画の策定は法令等により義務づけられているものではなく、本市が自ら、行財政運営の指針として定めるものです。

3. 計画の方向性

本市では、市民協働によるまちづくりをすすめる指針として、第六期帯広市総合計画(平成22年度～31年度)を策定し、まちづくりの目標に向かって、それぞれの取り組みをすすめています。行財政改革に関する計画も、総合計画に基づく政策・施策の効果的な推進を図るため、総合計画の分野別計画として策定するものであり、総合計画の体系に沿って検討をすすめます。

「新たな行財政改革」で取り組んできた項目については、成果と課題及び今後の方向性について一定の取りまとめを行ったところですが、さらに精査、整理を行い、今後の具体的な取り組みを検討します。

また、現計画策定後の地方行財政制度などの変化・変更に応じて、必要な検討を行います。

[総合計画の体系]

まちづくりの目標	8 自立と協働のまち
○ 市民と行政が、情報を共有し、互いに役割を分担しながら協働のまちづくりをすすめる ○ 効率的な行政運営をすすめ、分権時代にふさわしい自治体経営の確立に取り組む ○ 効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、行政事務を適正にすすめる	

政 策	1 市民とともにすすめる自治体経営	○ 分権時代に対応した、地域の意思と責任による市民協働のまちづくりをすすめるとともに、効率的で健全な自治体経営をすすめる
	2 質の高い行政の推進	○ 行政事務の公正の確保と透明性の向上をはかり、質の高い行政サービスを提供する

施 策	◎ 市民協働のまちづくりの推進	○ 市民と行政が情報を共有し、まちづくりへの市民参加をすすめ、市民協働のまちづくりをすすめる
	◎ 自治体経営の推進	○ 計画的な行政運営や健全な財政運営により、分権時代に対応した自主・自立の自治体経営をすすめる
	◎ 広域行政の推進	○ 管内自治体との連携による広域的な取り組みをすすめるとともに、道内各都市との連携・交流をすすめる
	◎ 行政サービスの充実	○ 事務の効率化や職員の能力向上をはかり、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供する
	◎ 行政事務の適正な執行	○ 行政運営における公正の確保、透明性の向上をはかり、適正に事務を執行する

4. 計画期間

総合計画の推進と整合を図るため、平成31年度までの7年間を計画期間とします。

ただし、期間中であっても必要に応じて適切な見直し、調整を行うこととします。

5. 計画の推進

従来の行財政改革は「量的削減」の性格が強く、主として定量的な評価を行ってきましたが、現在の「新たな行財政改革」では公共サービスの維持・向上、市民との協働の推進、職員の能力の向上など、数値による評価が困難な項目が多く含まれています。

新しい計画では、総合計画の政策・施策評価で用いる成果指標や市民実感度などを活用した取り組みの評価を検討し、計画の効果的な推進をはかります。

6. 策定スケジュール

平成25年度予算編成との関わりもあることから、平成25年1月の成案化を目指します。

策定にあたっては、行財政改革推進市民委員会から意見・提言等を聴取し、パブリックコメントを実施するなど、市民意見の聴取に努めることとします。